

第 55 回全国消防救助技術大会等協賛要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、第 55 回全国消防救助技術大会等実行委員会設置要綱第 17 条の規定に基づき、第 55 回全国消防救助技術大会及び第 55 回消防救助技術近畿地区指導会（以下「全国大会等」という。）の趣旨に賛同する企業や団体（以下「企業等」という。）が行う協賛について、必要な事項を定める。

(協賛の種類)

第 2 条 この要領における協賛とは、企業等が第 55 回全国消防救助技術大会等実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次に掲げる行為をいう。

- (1) 金銭協賛 全国大会等の準備及び運営等に要する金銭の提供
- (2) 物品協賛 全国大会等の準備及び運営等に要する物品の提供

(協賛の手続)

第 3 条 協賛を行おうとする企業等は、第 55 回全国消防救助技術大会等協賛申込書（別記様式第 1 号。以下、「申込書」という。）を実行委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出する。

- 2 委員長は、前項の申込書について、協賛の申込みを行った企業等（以下「申込者」という。）が、第 7 条第 1 項各号のいずれにも該当しないことを確認した上で受理し、申込者と協賛の内容に関して調整する。
- 3 委員長は、前項の調整を終え、協賛の内容が確定したときは、申込者に対して速やかに第 55 回全国消防救助技術大会等協賛申込受理書兼請求書（別記様式第 2 号。以下「請求書」という。）を送付する。

(金銭協賛)

第 4 条 委員長は、前条の申込者のうち、金銭協賛を行う企業等に対して、指定する期日までに、請求書に示す協賛金額を指定する口座に振り込むよう依頼する。この場合において、振込みに要する費用は申込者の負担とし、領収書は金融機関が発行する振込金受取書等をもって代えるものとする。

(物品協賛)

第 5 条 委員長は、第 3 条の申込者のうち、物品協賛を行う企業等に対して、指定する方法（期日を含む。）により、請求書に示す物品を納めるよう依頼するものとする。この場合において、納品等に要する費用は申込者の負担とし、物品の受領後速やかに第 55 回全国消防救助技術大会等協賛物品受領書（別記様式第 3 号）を送付する。

(協賛の使途)

第 6 条 企業等から提供された金銭及び物品は、次に掲げる使途に充てるものとする。

- (1) 全国大会等を広く周知するために要する使途
- (2) 全国大会等の来場者への配布物等のおもてなしに要する使途

- (3) 全国大会等の会場設備等の設置に要する使途
 - (4) 全国大会等に併せて開催する防災イベントの準備及び運営等に要する使途
 - (5) その他全国大会等の準備及び運営等に要する使途
- (協賛の不受理等)

第7条 委員長は、申込者が次のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛を受理しないものとする。

- (1) 全国大会等の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するとき、若しくは社会的に非難を受けるおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又はそのおそれがあるとき。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員が支配し、若しくは関与し、又はそのおそれがあるとき。
- (5) その他実行委員会委員長が不適当と認めたとき。

(協賛の特典)

第8条 委員長は、協賛を行う企業等（以下「協賛者」という。）に対して、別表に定める協賛金額に応じた特典を提供する。ただし、物品協賛を行う企業等に対しては、協賛内容を勘案した上、別表の適用及び特典の種類等を決定する。

(協賛特典の審査等)

第9条 委員長は、協賛者の特典としての広告の掲載内容等に関して審査を行い、次のいずれかに該当する場合は、協賛特典の提供を行わないものとする。

- (1) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反しているもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 業種ごとに定めのある広告に関する関連法令、告示、通達・通知、ガイドライン等の規定に違反しているもの
- (3) 前号以外の法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (6) 政治性があるもの
- (7) 宗教性があるもの
- (8) 社会問題についての主義主張
- (9) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (10) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (11) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの又はその疑いがあるもの、事実を誤認するおそれがあるものなど、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(13) 全国大会等の目的又は目標に反するもの又はそのおそれがあるもの

(14) 全国大会等の開催を害するもの又はそのおそれがあるもの

(15) その他委員長が不適切と認めるもの

(協賛特典の提供停止)

第10条 委員長は、協賛者が次の各号のいずれかに該当することが発覚した場合は、協賛特典の提供を停止することができるものとする。

(1) 協賛者の協賛の内容について、不正の事実を発見したとき。

(2) 協賛者の故意又は過失により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき。

(3) 社会的信用を著しく損なうような不祥事を協賛者が起こしたとき。

(4) 協賛申込受理後、当該協賛者が第7条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(5) その他、委員長が協賛特典の提供を停止する必要があると認めるとき。

(協賛金等の返還)

第11条 委員長は、前条の規定により特典の提供を停止した場合は、協賛者から既に提供された金銭及び物品の返還は行わないものとする。

2 協賛金等を第6条に掲げる用途に充てたのち余剰金、余剰物が生じた場合は、これらの返還は行わないものとし、防災に充てることを目的に実行委員会にてこれらの用途を審議し、決定するものとする。

3 国内において、台風等の荒天、自然災害の発生や社会情勢の影響等により全国大会等中止するなど、実行委員会の責めに帰さない事由により特典の提供を中止した場合は、協賛者から既に提供された金銭及び物品の返還は行わないものとする。

(賠償責任)

第12条 協賛者が次のいずれかに該当したときは、その被害者に対して損害を賠償しなければならない。

(1) 協賛の実施にあたり、自らの責めに帰すべき理由により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 第10条の規定による特典提供の停止を受けたことにより、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、協賛の取扱いに関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月3日から施行する。